

相手国政府・相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は贈与の供与期限 (注2)	署名日 署名地 (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
キルギス	チュイ州橋梁 ^{キョウリョウ} 架け替え計画のための贈与 キルギス共和国政府との間の交換公文	チュイ州橋梁 ^{キョウリョウ} 架け替え計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	635,000千円 H24.8.31まで	H21.2.19 ビシュケクで (同日)	日本側 飯塚裕一在キルギス臨時代理大使 キルギス側 スルタノフ・マラト財務大臣	H21.3.10 117号
キルギス	人材育成奨学計画のための贈与 に關する日本国政府とキルギス共和国政府との間の交換公文	人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入	249,000千円 H27.12.31まで	H21.6.18 ビシュケクで (同日)	日本側 飯塚裕一在キルギス臨時代理大使 キルギス側 スルタノフ・マラト財務大臣	H21.7.8 371号

(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2)贈与の供与期限については、定めのないものは、-----と記している。
(注3)日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。